
消火器のリサイクルについて

消火器の処分について

消火器は、ごみとして排出できません。

消火器の処分方法については「[消火器リサイクル推進センター（外部リンク）](#)」のホームページに掲載されています。

消火器を処分する場合は、次のいずれかの方法で処分してください。また、エアゾール式消火具や外国製の消火器は回収できません。詳しくは[こちら（外部リンク）](#)でご確認ください。

特定窓口へ依頼

特定窓口とは、消火器の販売代理店のうち、一般社団法人日本消火器工業会が消火器の収集運搬・保管を委託した事業者で、排出者から消火器を引き取ることができる窓口です。電話などで料金等を確認のうえ、持ち込み又は引き取りを依頼してください。（特定窓口によっては、引き取りを行わない場合もあります。）

お近くの特定窓口は[こちら（外部リンク）](#)でご確認ください。

指定引取場所に直接搬入

指定引取場所とは、一般社団法人日本消火器工業会が、排出者が消火器を持ち込むことができる場所として指定した場所です。電話などで料金を確認のうえ、直接搬入してください。

お近くの指定引取場所は、[こちら（外部リンク）](#)でご確認ください。

ゆうパックで回収依頼

薬剤量3キログラム以下又は3リットル以下の消火器は、ゆうパックによる回収が可能です。手続きや料金の確認については[こちら（外部リンク）](#)でご確認ください。